

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案要綱

第一 被災地における建築制限

- 一 特定行政庁（建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。三及び第三の二において同じ。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により市街地が甚大な被害を受けた場合において、都市計画（都市計画法第四条第一項に規定する都市計画をいう。）又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があり、かつ、当該市街地の健全な復興を図るためやむを得ないと認めるときは、建築基準法第八十四条の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法第五条第一項各号に掲げる要件に該当する市街地の土地の区域を指定し、期間を限り、その区域内における建築物（建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。四において同じ。）の建築（建築基準法第二条第十号に規定する建築をいう。四において同じ。）を制限し、又は禁止することができるものとする。
- 二 一の規定による制限又は禁止は、平成二十三年九月十一日までの間に限り行うことができるものとする。

- 三 特定行政庁は、特に必要があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において一の期間を延長

することができるものとする。この場合において、延長後の期間の満了の日が平成二十三年九月十日後となるときにおける二の規定の適用については、二中「平成二十三年九月十一日」とあるのは、「次項の規定による延長後の期間の満了の日」とするものとする。

四 一の規定は、一の規定による区域の指定の際現に当該区域内において建築の工事中の建築物に対しては、適用しないものとする。

五 一から三までの規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準法令の規定とみなすものとする。

六 建築基準法第九十一条の規定は、一の区域について準用するものとする。

七 一又は三の規定が適用される場合における一の都市計画に定められる事業又は一に規定する事業については、建築基準法第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業とみなして、環境影響評価法第五十二条第二項の規定を適用するものとする。

(第一条関係)

第二 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第二条関係)

第三 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 特定行政庁は、建築基準法第八十四条第一項の規定により指定された区域であつて同条第二項の規定により同条第一項の期間が延長されたものについては、当該期間が満了するまでの間は、一の規定による指定をすることができないものとする。

(附則関係)